

〈参考〉 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要と  
第 4 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の関わり

I 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

【第 1 条・第 2 条】 目的・定義

売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

・女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い。

⇒ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進

⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

※「困難な問題を抱える女性」とは

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

【第 3 条】 基本理念

- (1) 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 支援が関係機関及び民間団体の協働により早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

【第 4 条】 国・地方公共団体の責務

困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

【第 5 条】 関連施策の活用

福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

【第 6 条】 緊密な連携

- (1) 関係地方公共団体相互間の緊密な連携
- (2) 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県、警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

【第 7 条・第 8 条】 基本方針・都道府県基本計画等

厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める。

---

**【第 11 条】女性相談支援員（←現行、本市で言う「女性相談員」 名称変更 ）**

---

⇒ 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

※ 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

---

**【第 13 条】民間団体との協働による支援（都道府県、市町村）**

---

民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

---

**【第 15 条】支援調整会議**

---

地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う。（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

---

**【第 16 条】教育・啓発**

---

支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

---

**【第 17 条】調査研究の推進**

---

効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

---

**【第 18 条】人材の確保・養成・資質の向上**

---

支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

---

**【第 19 条】民間団体に対する援助**

---

---

**【第 20～22 条】費用の支弁等**

---

都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

---

**【附則】施行期日等**

---

1 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

2 検討

- (1) 支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後 3 年を目途）
- (2) 法律全体の見直し（施行後 3 年を目途）

3 関係法律の整備

売春防止法第 3 章（補導処分）・第 4 章（保護更生）の削除等

## II 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画と 困難女性の支援に関する施策の関わり

### 1 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画との位置付け

---

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画と位置付け、「基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援」で整理。

### 2 各基本目標での困難女性の支援との関連事項

---

- (1) 基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進
  - ・ DV防止に向けた教育・啓発の推進
- (2) 基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実
  - ・ 民間団体や関係機関との連携による被害者の早期発見と相談支援体制の充実
- (3) 基本目標3 適切な被害者の保護
  - ・ 被害者の安全確保及び同伴児の適切な保護
- (4) 基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実
  - ・ 経済的支援や各種制度に関する情報提供
- (5) 基本目標5 関係機関・団体との連携
  - ・ 関係機関・団体と連携した被害者の発見や自立に向けた支援

### 3 今後の課題

---

DVに関連した内容で整理したため、DVと関わりのない「生活困窮」や「多様性に関する理解」などについては触れられない。(基本目標1で同性カップル間の暴力もDVとだけ記載)

男女共同参画基本計画にDV防止基本計画や困難女性への支援に関する基本計画を再編していくときは、網羅していない内容についても再度検討を要する。